第3次浜松市教育総合計画 後期計画

はままつ人づくり未来プラン

教育の情報化編

~ICT の力で子供たちの将来を切り拓き未来の浜松へツナグ~



令和2年11月



🧪 浜松市教育委員会

目 次

第1章 教育の情報化編の概要
1 策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 教育の情報化編(H29 年度~R1 年度)の評価
1 これまでの取組成果と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第3章 教育の情報化をめぐる動き
1 教育の情報化に関する国の動向 ・・・・・・・・・・・・ 52 本市の状況 ・・・・・・・・・・ 8
第4章 5つの方針と取組
1 5つの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参 考
1 ICT活用における健康面への配慮 ・・・・・・・・・・・・ 24 2 方針・取組一覧 ・・・・・・・・・・・・・・ 25 3 教育の情報化に関する資料
(1)国の計画·方針等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 (2)本市の計画、教員支援資料 ・・・・・・・・・・・・・ 26

第1章 教育の情報化編の概要

1 策定の趣旨

本市では、平成29年7月に「第3次浜松市教育総合計画〜教育の情報化編〜」を策定し、教育の情報化を教育計画の重点の一つとして取り組んできました。

平成 29 年3月に改訂が告示された学習指導要領では、「情報活用能力」を「言語能力」、「問題発見・解決能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、それらを育成するため、各教科等の特性を活かし、教科横断的な視点から教育課程の編成を図ることが明記され、子供たちに情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に育てることができる学校教育の実現を目指しています。

また、平成30年6月に閣議決定された国の第3期教育振興基本計画では、今後5年間の教育施策の目標の中で「ICT利活用のための基盤の整備」が掲げられ、「情報活用能力の育成」、「各教科等の指導におけるICT活用の促進」、「校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上」、「学校のICT環境整備の促進」などに取り組むことが示されました。

令和元年6月には、学校教育の情報化の推進に関する理念や国、地方公共団体等の責務などを示した「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施することが地方公共団体の責務とされました。

さらに令和元年12月には、令和の時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備を目指す「GIGAスクール構想」が国から示され、新型コロナウイルス感染症への対応と併せて早急な整備が地方公共団体に求められています。

本編は、こうした国の動きや本市の状況を踏まえ、教育の情報化のさらなる推進を図るため、 策定します。

2 目的

- (1)各教科等における学習のツールとして I C T を効果的に活用し、学習方法の幅を広げることで、子供たちの興味・関心を高め、学習内容への理解を深めるとともに、協働的な学びを発展させるなど、学習活動の充実を図り、学習指導要領の着実な実施につなげます。
- (2)多様な子供たちの学習機会の確保をはじめ、学習状況や学習上の困難さなどに応じた支援の 充実を図るなど、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指します。
- (3)感染症や災害発生時においても、すべての子供たちの学びを保障できる環境を整えるとともに、校務の情報化を推進することで学校や保護者の負担軽減を図ります。

3 計画期間

第3次浜松市教育総合計画後期計画との整合を図るため、令和2年度から6年度までの5年間とします。

ただし、教育の情報化は、情報技術の著しい進展や国の各種政策等の動向とも密接に関連することから、必要に応じて見直しを図るなど、柔軟な対応をしていきます。

4 位置付け

本編は、第3次浜松市教育総合計画後期計画に掲げる、教育の情報化に関する施策・取組の具体を示すものとして位置付けます。

また、学校教育の情報化の推進に関する法律、第9条の2に規定される「市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画」として位置付けます。

《第3次浜松市教育総合計画 後期計画 教育の情報化に関する主な施策・取組》

	施策	取組			
3-3	情報社会を生きる能力の育成	3-3-1	情報活用能力の育成		
4-3	不登校児童生徒への支援充実	4-3-1	不登校児童生徒の状況に応じた体制づくり		
4-4	障がいのある子供への支援充実	4-4-1	教育的ニーズに応じた多様で柔軟な教育の充実		
4-5	外国人児童生徒等への支援充実	4-5-2	日本語能力に応じた支援の充実		
5-1	教職員の資質・能力の向上	5-1-1	たゆまぬ自己改革のための支援		
0-1	教職員の負責・能力の同工	5-1-2	これからの学校教育を担う教職員の人材確保		
6-1	安全・安心で質の高い教育環境の整備	6-1-3	機器や教材等の教育環境の充実		
6-3	教育機会の確保に向けた支援	6-3-3	遠隔教育の推進		
6-5	学校における働き方改革の推進	6-5-1	子供も先生も笑顔あふれる学校づくり		

5 計画の範囲

浜松市立小中学校を対象とします。

なお、市立高等学校については、本編の対象とせず、県立高等学校に準じた計画を別途策定します。

6 本市の目指す教育の情報化

- (1)令和元年10月の「デジタルファースト宣言」を踏まえ、教育分野においても積極的に I C T を活用し、教育の情報化を推進していきます。
- (2)支援を必要とする子供(不登校、発達障がい、外国人)が増加傾向にあることや、中山間地域においては、児童生徒数の減少が加速しているなどの課題が顕在化しています。
 - 教育の情報化を通して、分かりやすく深まる授業の実現はもとより、個別に最適で効果的な 学びや支援の充実を図るとともに、学びにおける時間・距離などの制約を取り払うなど、浜 松の子供たちを誰一人取り残すことのない教育の実現を目指します。
- (3)新型コロナウイルス感染症や台風等の自然災害による学校休業等においても、ICTの活用により子供たちの学びを保障できるよう支援するとともに、保護者への情報発信手段の効率 化や連絡手段のデジタル化を推進します。

7 進行管理

- (1) PDCAサイクルの考えに基づいて各取組の進捗状況や課題の把握とその改善に努めます。
- (2)教育の情報化の推進に向けて「はままつ人づくり未来プラン推進委員会」や「教育の情報化 推進部会」において、有識者の意見を参考にしながら評価・検証を行い、次年度以降の取組 推進につなげていきます。

第2章 教育の情報化編(H29年度~R1年度)の評価

1 これまでの取組成果と課題

基本方針1

情報活用能力(情報技術を手段として活用する力を含む)の育成



施策1 指導方針の確立

≪これまでの取組と成果≫

平成30年に文部科学省から示された「情報活用能力の体系表例」をもとに、教育の情報化推進部会等において協議を重ね、児童生徒へ情報活用能力を育成する際に参考となる育成目標を「浜松市情報活用能力育成目標」として作成しました。

≪課題≫

「浜松市情報活用能力育成目標」を活用して発達段階に応じた情報活用能力を育成する際、特に情報モラル教育において、児童生徒がインターネット・SNSによる犯罪等に巻き込まれないよう、情報を正しく安全に利用できる力の育成に取り組む必要があります。

基本方針2

ICTを効果的に活用した授業の実現



施策2 ICTを活用した授業の実現

≪これまでの取組と成果≫

平成 30 年度からの 2 年間において、小中学校 22 校で実施したタブレット P C 活用検証では、児童生徒の学習意欲の向上、視覚的なアプローチによる理解の深まり、協働学習ソフトの活用によるコミュニケーション能力や表現力の向上が見られました。

≪課題≫

各教科等の授業において I C T を効果的に活用した授業を実現していくためには、学習活動に有効なソフトウェアの選定や、デジタル教材の整備が必要です。

また、ICTの活用場面・活用方法を指導できる人材の育成や、活用事例を示した冊子の作成などにより、教員を支援していく必要があります。

施策3 ICTを活用した授業を行うための環境整備



≪これまでの取組と成果≫

国の「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針(H30~R4)」等を踏まえ、教員への指導者用コンピュータ整備(1人1台)や普通教室への実物投影装置などの整備により、一斉学習等においてデジタル教材や資料等を一斉提示できる環境を整えました。

≪課題≫

令和元年12月に、国から示された「G | G | A スクール構想」では、全国一律の | C | 環境整備が示されました。新型コロナウイルス感染症への対応なども踏まえ、1人1台端末や高速大容量の通信環境等の整備を早期に実現する必要があります。

基本方針3

子供と向き合う時間を確保するための校務の情報化



施策4 校務負担の軽減

≪これまでの取組と成果≫

学校用グループウェアを更新し、令和元年度に新しい学校用グループウェア「ミライム」を全小中学校に導入して運用を開始しました。スケジュール管理をはじめ、施設予約や出退勤時間管理が可能になるなど、校務の情報化が図られました。

≪課題≫

保護者へのアンケート調査等は、学校での印刷や配付、集計等に係る負担が大きいことから、教員の働き方改革や保護者の利便性向上にもつながるデジタル化を推進していく必要があります。

基本方針4

家庭・地域との連携



施策5 情報発信方法の改善

≪これまでの取組と成果≫

すべての小中学校で学校ホームページを開設し、教育目標や子供の学習活動の様子など、 最新情報を保護者や地域に向けて発信しています。また、タブレットPCを活用し、学校と 教育総合支援センターを結んだ外国人保護者との相談業務を実施しました。

≪課題≫

現在の学校ホームページは、学校によってデザインや更新の頻度も異なっているため、統一性のあるデザインで更新が容易なWebサイトシステムの導入が必要です。

また、災害時や緊急時に迅速かつ確実に情報が伝達できる仕組みや、学校から保護者への連絡手段のデジタル化により、双方の負担軽減を図る必要があります。

基本方針5

情報セキュリティの確立



施策6 教育委員会管轄下の情報セキュリティ向上

施策7 学校の情報セキュリティ対策の実施

≪これまでの取組と成果≫

令和元年度に、「インターネット運用に関する要綱」や、新しい学校用グループウェア(ミライム)の導入に併せて「浜松市教育ネットワーク運用ガイドライン」を策定しました。

≪課題≫

1人1台端末の整備により、家庭での活用も予想されることから、教職員や児童生徒が、 ICTを安全・安心に活用できる環境を整えるため、教育情報セキュリティ対策基準や実施 手順を策定する必要があります。

第3章 教育の情報化をめぐる動き

1 教育の情報化に関する国の動向

(1) 学習指導要領 (H29.3 告示)

平成 29 年3月に改訂が告示された学習指導要領では、「情報活用能力」を「言語能力」、「問題発見・解決能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けました。そして、情報活用能力を育成するためには、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」が示されています。

(2) 平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針 (H29.12)

学習指導要領の改訂を踏まえ、学校において最低限必要とされ、優先的に整備すべき I C T 環境整備が示されました。

教育の I C T 化に向けた環境整備5か年計画 (H3O~R4 年度)

●学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備

●指導者用コンピュータ 授業を担任する教師 1 人 1 台

●超高速インターネット及び無線LAN 100%整備

●大型提示装置·実物投影装置 100%整備

● | C | 支援員4校に1人配置

※上記のほか、学習用ツール、充電保管庫等も整備



(3)第3期教育振興基本計画(H30.6閣議決定)

第3期教育振興基本計画における「今後5年間の教育施策の目標と施策群」において、教育の情報化に関する以下の施策などを推進することが示されました。

今後5年間の教育施策の目標と施策群 《教育の情報化関連》

目標(2)豊かな心の育成

- ・学習指導要領に基づいた情報モラル教育の推進
- ・フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動

目標(3)豊かな体の育成

・学校・家庭・地域の連携による、子供自身が主体的に情報機器を適切に利用できる取組の 促進

目標(17) I C T 利活用のための基盤の整備

- ・情報活用能力の育成
- ·「主体的·対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における | C T活用の促進
- ・校務のICT化による教職員の負担軽減及び教育の質の向上
- ・学校のICT環境整備の促進

(4) 学校教育の情報化の推進に関する法律(R1.6 施行)

国、地方公共団体はそれぞれ教育の情報化に向けた推進計画を策定し、実施する責務が明記されました。

第5条 地方公共団体の責務

・学校教育の情報化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の地域の 状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

(5)新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ) (R1.6)

「Society5.0」時代の到来を見据え、新時代に求められる教育の在り方や、教育現場で I C T環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータを活用する意義等についてまとめられました。

新時代に求められる教育

公正に個別最適化された学び~誰一人取り残すことなく子供の力を最大限引き出す学び~

I C T環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータを活用することの意義

- ・学びにおける時間・距離などの制約の払拭
- ・個別に最適で効果的な学びや支援
- ・校務の効率化
- ・学びや知見の共有や生成



(6)「GIGAスクール構想」の実現 (R1.12 閣議決定)

令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務とされ、「児童生徒1人1台端末」「高速大容量の通信ネットワーク」の一体的整備により、多様な子供たちを誰一人取り残すことない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることが示されました。

また、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、すべての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現することが求められています。

「GIGAスクール構想」の目的

- ・1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を 必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、 資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を実現する。
- ・これまでの我が国の教育実践と最先端の I C T のベストミックスを図ることにより、教師・ 児童生徒の力を最大限に引き出す。

(7)教育の情報化に関する手引き(R1.12、R2.6追補)

改訂された学習指導要領のほか、国の政策方針・提言等に基づき、現行の手引きの内容が全面的に改訂され、「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「健康面への配慮」などの新規事項が加えられました。

また、教育の情報化が一層進展するよう、発達段階・教科等におけるICTを活用した指導の具体例など、学校・教育委員会の具体的な取組等が以下の視点でまとめられています。

教育の情報化に関する手引き

- ・情報活用能力の育成、プログラミング教育の推進
- ・教科等の指導におけるICTの活用
- ・校務の情報化の推進
- 教師に求められる | C T 活用指導力等の向上
- ・学校におけるICT環境整備



(8) 各教科等の指導における I C T の効果的な活用について (R2.9)

各教科等の指導における I C T の効果的な活用を図るため、学校での実践事例に基づき「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善等の参考となる 1 人 1 台端末の活用例が示されました。

各教科等の指導におけるICT活用の基本的な考え方

学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとして ICTを積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

〈資質・能力三つの柱〉



(9)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ R2.10)

中央教育審議会初等中等教育分科会及び新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、初等中等教育における課題を克服し、新しい時代を見据えて教育の質を高めるため、総合的な検討が進められています。

今後の方向性の中では、令和の時代におけるスタンダードとして、「G | G A スクール構想」により | C T 環境が実現されることを最大限に生かし、教員の対面指導とオンライン教育を使いこなす(ハイブリッド化)など、これまでの教育実践と | C T を最適に組み合わせることで、学習の質の向上と学校教育における様々な課題解決につなげていくことが必要とされています。

2 本市の状況

(1) 浜松市「デジタルファースト宣言」 (R1.10)

人口減少、少子高齢化をはじめとした社会課題が深刻化する中、AI・ICT等先端技術や データ活用などデジタルの力を最大限に活用した持続可能な都市づくりを推進しており、戦略 の取組の一つとして教育分野におけるICT活用を掲げています。

浜松市「デジタルファースト宣言」

人口減少・少子高齢化社会の到来やインフラ老朽化をはじめとした社会課題が深刻化する中、AI・ICT等先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、都市づくりや市民サービスの提供、自治体運営に"デジタルファースト"で取り組み、持続可能な都市づくりを推進することを宣言します。

《戦略》2「市民サービス」のデジタルファースト【市民サービス向上】… 教育分野におけるICT活用

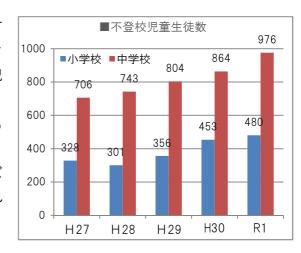
(2)支援を必要とする子供の状況

ア 不登校児童生徒

不登校児童生徒の学校復帰や教室復帰を支援するため、校内・校外適応指導教室を設置して様々な学習の場を提供するとともに、一人一人の状況に応じた支援に取り組んでいます。

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、今後も 増加していくことが予測されます。

不登校児童生徒数の増加とともに、個のニーズ も多様化しており、学習の習熟度など、それぞれ の状況に応じた支援が必要となっています。

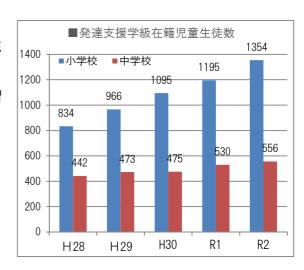


イ 障がいのある児童生徒

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を 行うため、発達支援学級や通級指導教室等の拡充 と環境整備を進めています。

発達支援学級に在籍する児童生徒数は、年々増加傾向にあり、今後も増加していくことが予測されます。

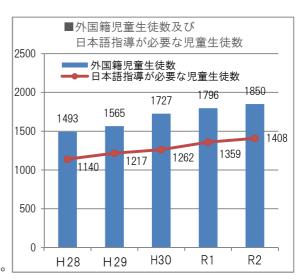
支援を必要とする子供の障がいの特性や生活・ 学習上の困難さに応じた支援の充実を図るため、 ICTを効果的に活用した指導や支援が必要と なっています。



ウ 外国人児童生徒

市立小中学校の約8割の学校に外国人児童生徒が在籍しており、多国籍化とともに、使用言語も増加しています。(28 か国・21 言語、R2.5.1 時点)また、日本語の習熟度が低く、学習活動への参加に支障が生じているなど、日本語指導が必要な児童生徒も増加しています。

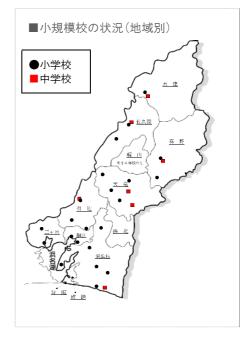
ICTを効果的に活用した、日本語の初期適応 指導やオンラインによる学習支援などにより、日 本語の習熟度を高めるとともに、在籍学級で学ぶ 力をつけていくための支援が必要となっています。



(3)学校規模の状況

少子化により中山間地域(天竜区、北区の一部)をはじめとして、市内には6学級以下の小規模校が29校(小22校・中7校、R2.5.1時点)存在します。そのうち小学校の11校は複式学級編制となっています。

特に中山間地域の学校は、1学級あたりの人数が少ないため、子供たちが多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会が少ないなどの課題を抱えていることから、ICTを活用した教育活動の充実や、教育機会の確保が必要となっています。



(4)教職員の時間外在校等時間の状況

国の動向を踏まえ、平成30年3月に「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、教職員の負担軽減に取り組んでいます。

令和元年度には、学校用グループウェア(ミライム)の再構築を図り、出退勤管理の客観的把握が可能となるなど校務の情報化を推進してきました。

校務の情報化をはじめとした学校における働き方改革の様々な取組により、教職員の時間外 在校等時間に改善が見られますが、ICT活用などにより更なる改善が必要となっています。

《時間外在校等時間 月80時間超人数の推移》

(単位:延べ人数)

+∴ ∓≇	H29	шэл	D1	比較(H2	29—R1)
校種	П29	Н30	R1	人数	削減率
小学校	1, 803	1, 580	1, 061	▲ 742	▲ 41%
中学校	7, 027	6, 665	5, 392	▲ 1, 635	▲23 %

(5)教職員のICT活用指導力

小学校では、「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」は、全国 平均よりも高い水準にありますが、中学校では、すべての項目において全国平均を下回ってい る状況となっています。

児童生徒の情報活用能力の育成を図るためには、情報モラル教育を含めた教員のICT活用 指導力が求められています。1人1台端末の整備を見据え、すべての教員の指導力向上に向け た研修や支援が必要となっています。

《文部科学省:R1 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 R2.3 月時点》

調査項目		学校	中学校	
		全国	本市	全国
	本市	平均	ጥሀ	平均
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	88. 7%	87. 0%	82. 1%	85. 6%
B 授業にICTを活用して指導する能力	70. 4%	70. 6%	62. 3%	66. 1%
C 児童(生徒)の I C T 活用を指導する能力	73. 9%	73. 0%	61. 1%	67. 0%
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	85. 4%	84. 6%	78. 2%	79. 2%

(6) I C T 環境整備の状況

平成19年度から普通教室における校内無線LANの整備をはじめ、大型デジタルテレビや指導者用・学習用PCなどのICT環境整備を進めてきました。平成28年度からは、タブレットPCの導入を見据え、学習応援システムの実証研究や活用検証を行い、検証結果や国の整備方針を踏まえてタブレットPC整備の準備を進めてきました。

今後は、「G | G A スクール構想」の早期実現や、デジタル教科書の本格導入に向けた国の動向等も踏まえた計画的な整備が必要となっています。

《文部科学省:R1 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 R2.3 月時点》

	教育用コン	ノピュータ(台) うち タブレットPC	校務用 コンピュータ (台)	超高速ネット ワーク整備率 100Mbps(%)	普通教室の 無線LAN 整備率(%)
小学校	5, 610	3, 407	2, 862	4. 1	92. 6
中学校	3, 341	902	1, 643	7. 1	95. 8
合計	8, 951	4, 309	4, 505	-	-
本市整備率	7.1人/1台		整備率※118.8%	4. 1	93. 7
国整備率	4.9人/1台		整備率※122.8%	79. 2	48. 9

[※]教員1人1台に加えて、職員室等に設置している成績管理用のコンピュータをカウントしている ことから100%を超過する。

(7)「GIGAスクール構想」の実現に向けて

「G | G A スクール構想」の実現に向けて、学習者用タブレットP C 及び周辺機器等の整備を以下のスケジュールで進めていきます。

また、学習者用タブレットPCの効果的な活用に向けて、教員を支援する資料を作成し、各 教科等における活用等への支援を図っていきます。

《整備スケジュール》

整備内容	R2	R3	R4	R5	合計	
① 学習者用タブレットPC【R4 年度までに「1 人 1 台」の整備】 ※予備機を含めた整備計画						
学習者用タブレットPC 学習アプリケーション	約 47,000台	約 9,000台	約 9,000台		約 65,000 台	
② ネットワーク環境整備【R2 年度 3	までに整備】	※小学校 93 校、	中学校 45 校、-	-貫校3校、分校	於1校、計142校	
校内無線アクセスポイント インターネットアクセス回線						
③ 周辺機器【R4 年度までに整備】	※学習者用タフ	ブレット PC に合	わせて整備			
タブレットPC充電保管庫						
④ ICT支援員【R3~R5年度まで	の複数年契約	的】※各小中学	校へ週1回程原	度の訪問による	支援	
授業支援 情報活用能力育成支援						



第4章 5つの方針と取組

令和元年12月に文部科学省から示された「教育の情報化の手引き」を参考として、5つの方針を整理しました。

1 5つの方針

方針1 情報活用能力の育成

方針2 教科等の指導における | CTの活用

方針3 教員に求められる | CT活用指導力等の向上

方針4 機器や教材等の教育環境の充実

方針5 校務の情報化の推進

2 推進目標

(1)情報活用能力の育成

《児童生徒》

- ・自分の考えや思いをパソコンを使った資料や新聞にまとめ発表することができる子供の割合 **R6年度 70**% (R1年度 61.0%)
- ・インターネットやゲームをするときのルールやマナーを守ることのできる子供の割合 R6年度 100% (R1年度 93. 1%)

《教員》

- ·「浜松市情報活用能力育成目標※1」に基づいて子供への指導を行っている教員の割合 ※1 P15 参照 R6年度 100% (R1年度 -)
- ・授業においてICT支援員を活用している教員の割合

R5年度 100% (R1年度 -)

(2)教員に求められる | CT活用指導力の向上

・教科指導において単元の中で計画的にICTを活用している教員の割合

R6年度 100% (R1年度 -)

・「授業に I C T を活用して指導する能力※2」の調査項目に肯定的な回答をした教員の割合 ※2 P10 2 (5) 参照 R 6 年度 小学校 80%・中学校 80%

R 1 年度(小学校 70.4%·中学校 62.3%)

(3)学校のICT環境整備

・児童生徒へのタブレットPC1人1台整備

R4年度 100%

・インターネットアクセス回線(1Gbps程度)の整備

R 2年度 100%

(4)教育情報セキュリティの確保

・情報漏洩等の教育情報セキュリティ事故

各年度0件

3 推進体制

推進にあたっては、本編をもとに「ICT教育推進プロジェクト・チーム」や「教育の情報化 推進部会」が中心となって教育の情報化を推進していきます。

学校では、校長や「教育の情報化推進リーダー」が校内の推進役を担い、教員のICT活用指 導力の向上と子供たちの情報活用能力の育成に取り組みます。

■教育委員会及び学校の主な役割



教育委員会

- ・教科等指導における ICT 活用に関する指導
- ・遠隔システムを活用した合同授業等への支援
- オンライン学習システムを活用した授業等への支援 教育情報セキュリティの確保
- ソフトウェア・デジタル教材の整備
- ・教育の情報化推進リーダーの育成
- 教員研修及び校内研修支援

- ICT支援員の配置
- ICT環境の整備
- 学校用グループウェアの維持・管理
- ・校務支援システムの維持・管理
- 情報発信の効率化
- ・ 連絡手段のデジタル化

ICT教育推進プロジェクト・チーム

「GIGA スクール構想」の早期実現等に向けて組織横断的に協議するチーム

- 関係課との連絡調整及び情報共有
- ICT教育推進に係るロードマップの作成
- ICT機器整備や活用方法等に係る学校への周知
- 民間専門人材「教育の情報化推進アドバイザー」との連携
- ・教員を支援する冊子の作成及び周知 など





市立小中学校

- 児童生徒等の実態に応じた情報活用能力の育成
- ・家庭と連携した情報モラル教育の推進
- ・学習のねらいに基づいた効果的な I C T 活用
- ・遠隔システムを活用した合同授業等の実施
- ・オンライン学習システムを活用した授業等の実施
- •「教育の情報化推進リーダー」の選任、校内研修の実施
- ICT支援員との連携

- ・ 学校情報セキュリティ実施手順の策定
- 学校用グループウェアの効率的な運用
- 校務支援システムの効果的な運用
- ・メール配信システムによる迅速な情報伝達
- 保護者等間における連絡手段のデジタル化
- ・教育活動の効率的な情報発信 など

教育の情報化推進リーダー

学校においてICT活用の指導的な役割を担い、校内の情報化推進の中心となる教員

《役割の例》

- ・自校の教育の情報化全般についての企画立案
- 校内研修の企画・運営 (活用方法、情報モラル等)
- ICTを活用した学習場面の指導、単元指導計画の作成支援
- ICT支援員との連携
- ・教育の情報化に関する資料収集、教員への紹介 など



4 方針に基づく取組 (1) | CT活用概要図



市立小中学校

教科等の指導における活用

一斉学習 (一斉指導による学び)

・大型提示装置や学習用コンピュータに、画像、音声、動画などの 教材を提示

個別学習(子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び)

- ・デジタル教科書、ドリルソフトを活用した、個別の能力に応じた学習
- ・インターネット等を使った情報収集や写真・動画撮影などの調査活動
- ・デジタル教材や動画コンテンツの活用等による思考を深める学習
- ・画像・音声・動画等、多様な表現を取り入れた資料・作品の制作等
- ・動画やデジタル教科書・教材などを使った授業の予習・復習など



協働学習(子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び)

- ・タブレットPC等を使って個人の考えを提示し、発表・話合いを行う活動
- ・グループ内での複数の意見を共有・整理する活動
- ·写真・動画等を使ったグループでの資料・作品の制作



小学校プログラミング教育では、児童が、プロ グラミングを体験しながら、コンピュータに意 図した処理を行わせるために必要な論理的思考 を育成します。

多様な教育的ニーズに応じた活用

発達支援教育における活用

- ・読み上げ支援アプリ等の活用
- ・デジタル教科書など視覚的な教材の提示



校内適応指導教室における活用

・個々の状況や学習の習熟度に応じた学習支援



・日本語や学習の習熟度に応じた学習支援





教育委員会

遠隔教育等



教科等の指導

- ・他校との合同授業
- ・オンラインでの外部講師の活用
- 校外適応指導教室での活用
- ・外国人児童生徒への遠隔教育

連携



その他

- ・オンラインでの全校集会、朝礼
- ・オンライン研修や会議の実施
- ・児童生徒へのアンケート実施
- ・学校ホームページの充実 等

家庭等

平常時

- ・保護者へのアンケート調査
- ·欠席·遅刻連絡
- ・学校だより等の配信

連携



緊急時・災害時における支援

- · 学習動画の配信
- ・オンライン授業や家庭学習支援
- ・生活状況や健康状態の確認
- 保護者への情報発信

支援

・学習者用タブレットPC 1人1台整備

ICT環境の整備

- ・学習者用アプリケーションの整備
- ・ネットワーク環境の整備
- ・必要に応じたデジタル教材の整備



ICT支援員の配置

- 授業支援 授業計画の作成支援、機器の準備・ 片付け、操作支援、トラブル対応
- 校務支援
- 校務支援システムの操作支援
- ·環境整備

機器のメンテナンス支援、障害トラブル対応

·校内研修

情報モラル、情報セキュリティ確保等の校内 研修の企画及び実施支援

教員への研修・指導

- ・教育センターでの各種研修
- ・教育の情報化推進リーダーの育成
- ICT活用事例の紹介
- ・教員のICT活用を支援する、 各種マニュアルの作成
- ・校内研修への支援



(2) 浜松市情報活用能力育成目標

「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』成果報告書」(H30 文部科学省)に示された「情報活用能力の体系表例」を参考に、発達段階に応じて身に付けさせたい情報活用能力について目標を設定しました。

各学校では、自校の情報活用能力の育成状況の目安とし、児童生徒や学校の実態に応じて、 段階的に情報活用能力の育成に取り組むとともに、指導の改善・充実を図っていきます。

資質・能 三つの		視点	学習内容	小学校低・中学年	小学校高学年	中学校							
		I 基	①PCの基本的操作	・コンピュータの起動や終了、 ローマ字等による文字入力、 データの保存ができる。	・ファイルの整理・検索ができ る。	・目的や情報の種類に応じてア プリケーションを選択、活用 できる。							
EO		本的	②ウェブ検索による 情報収集	・キーワード検索ができる。	・複数のキーワードを組み合わ せて、情報を見付けることが できる。	・AND、OR、NOTなど、条件を 工夫して検索することがで きる。							
哉 及 び		な操作・	③図書等の資料の利用	・学校図書館を利用し、辞典や 図鑑などから、必要な情報を 探すことができる。	・学校図書館を利用し、複数の 本や新聞などを活用して必要 な情報を見付けることができ る。	・図書、新聞、データベース等を活用して、必要な情報を見付けることができる。							
技能		活動ス	④インタビュー・ アンケート等による 情報収集	・誰にどんなことを聞くのか、質問を用意することができる。 ・大事だと思ったことをもらさずに メモを取ることができる。	・目的に合った質問の内容や順序を 考えることができる。・聞き取った内容のポイントをキー ワードや短い文章でまとめること ができる。	・相手の考えを引き出すための追加 の質問ができる。 ・集計、分析しやすいように適切な 質問や選択肢をつくることができ る。							
思		キル等	⑤発表	・伝えたい事柄や相手に応じて 声の強弱や抑揚、間の取り方 などを工夫して話すことがで きる。	・資料を示しながら、自分の考 えが伝わるように話すことが できる。	・資料を活用し、聞き手とのや り取りを工夫しながら伝える ことができる。							
考力		п	①情報の収集	・日常生活の中から課題解決に 役立つ情報を選ぶことができ る。	・目的や意図に応じて、日常生活の中から情報を集め、情報を分類したり、関係付けたり することができる。	・情報を多面的に捉え、その情 報が正しいかどうかを分析・ 判断することができる。							
判断		問題解決・探究に関	題解決・探究に	題解決・探究に	②情報の整理・分析	・得た情報から必要なことを、 比較・分類しながらまとめる ことができる。	・情報を組み合わせて、共通点 や相違点をまとめることがで きる。	・情報を多面的に見て、矛盾点 や欠けている点を見付けるこ とができる。					
力・表現					・探究に	・探究に関	探	探	探	③情報の発信	・相手を意識して分かりやすく 表現することができる。	・目的や相手に合わせて表現方 法を選択し、様々な情報を組 み合わせて表現することがで きる。	・目的や相手に応じて複数の表現手段を合わせて表現し、聞き手とのやり取りを含めて効果的に表現することができる。
現力等							④評価・改善	・情報活用の場面を振り返り、 できるようになったことに気 付くことができる。	・情報活用の場面を振り返り、 次にやってみたいことを考え ることができる。	・情報活用の場面を振り返り、よりよい活用方法を考えることができる。			
		す る ス	プロの問題解決の手順グラ	・問題解決の流れを表すことが できる。	・問題解決までの手順を順次・ 繰り返し・分岐などを組み合 わせて表現できる。	・情報の規則性、類似性、順序性を図やプログラムで表現できる・物事の全体を構造的に捉えることができる。							
		キル	ミン ⑥試行錯誤 グ	・うまくいかないところを見付け、どのようにすればよいか、 手順を考えることができる。	・試作やシミュレーションを通し て問題解決の方向性や改善策を 見出すことができる。	・問題解決の方法を自分の目的に 応じて考え、手順を工夫しなが ら解決することができる。							
	学	ш	①問題解決・探究にお ける情報活用の態度	・情報を使いながら、意欲的に問題を解決しようとする。	・目的に応じて情報の活用の見通 しを立てながら、問題を解決し ようとする。	・情報を活用しながら、新たな考 えを生み出そうとする。							
	びに向	情報活	②コミュニケーション	・相手によって受け止め方が違う ことを意識し、相手のことを考 えて情報を発信することができ る。	・自他の情報が伝わる範囲を考え 発信する情報に責任をもつこと ができる。	・ネットワークの公共性を意識し た情報のやり取りができる。							
	かうカ	用の	用の	③法と権利	・情報や人のつくった作品を大切 にすることができる。	・著作権や肖像権、プライバシー について理解し、尊重しようと することができる。	・情報に関する個人の権利と重要 性を尊重して行動することがで きる。						
	人間	度・モ	④ルール・マナー	・コンピュータを使ったり、情報を やり取りしたりするときにはルー ルやマナーが必要であることを理 解し守ろうとすることができる。	・コンピュータを使ったり、情報を やり取りしたりするときのルール やマナーを保護者や先生、友達と 一緒につくり、守ることができ る。	・ネットワーク上のルールやマナ ーを踏まえ、行動することがで きる。							
	等	ラル	⑤個人情報保護 セキュリティ	・他者に伝えてはいけない情報を 守ろうとすることができる。 ・パスワードを安全に管理するこ とができる。	・自分や他人の情報の大切さを理解 し守ろうとすることができる。 ・なりすましやウィルスなどの危険 フィルタリングの大切さを理解す ることができる。	・サイバーセキュリティの重要性 を意識して行動できる。							

(3)5つの方針に基づく取組内容

方針1 情報活用能力の育成

■1-1 「浜松市情報活用能力育成目標」に基づいた体系的な指導の推進

発達段階に応じて身に付けておくべき情報活用能力を育成するため、「**浜松市情報活用能力 育成目標**」に基づいた体系的な指導を推進します。

取組内容	担当
・教員に求められるICT活用指導力向上のための指導及び研修の実施	指導課 教育センター
・児童生徒や学校の実態に応じた段階的な情報活用能力の育成及び指導の 改善・充実	学校

■1-2 情報モラル教育の推進

児童生徒が犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報社会 で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成します。

取組内容	担当
・研修会等を利用した、情報モラルに関する教員への指導	
・情報モラル教育やプログラミング教育、授業におけるICT活用等に係る	指導課
教員研修及び校内研修支援	教育センター
・児童生徒・保護者を対象とした情報モラル講座の実施、インターネット・	青少年育成センター
SNS利用に伴うトラブル予防の啓発	
・家庭と連携した情報モラル教育の推進	学校



注: 令和3年度から、ICT教育推進担当課長の設置が予定されているため、教育委員会事務局 の担当課が変更になる場合があります。

方針2 教科等の指導における I C T の活用

■2-1 各教科等における I C T を活用した教育の充実

各教科等の特質や学習課程を踏まえて I C T を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善へつなげます。

取組内容	担当
・プログラミング教育や授業におけるICT活用に関する指導	指導課
・情報教育実践事例等の情報発信	教育総務課
・「各教科等におけるICT活用事例※」「タブレットPC活用検証報告書※」	
を活用した、学習のねらいに基づく学習場面での効果的なICT活用	学校
【新規】 ※P26 教育の情報化に関する資料参照	

■2-2 不登校児童生徒への支援

一人一人の状況や実態に応じたICTの効果的な活用により、学習支援や段階的復帰に向けた支援の充実を図ります。

取組内容	担当
・校内・校外適応指導教室へのICT通信環境整備 【新規】	教育総合支援センター
・校内適応指導教室等における個々の状況や学習の習熟度等に応じた 学習支援 【新規】	学校

■2-3 障がいのある児童生徒への支援

様々な学習上の困難さを支援するデジタル教材等の活用により、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

取組内容	担当
・学習上の困難さに応じた有効なデジタル教材の検討	指導課
子自工の母親でに応じた情効なアクタル教術の候間	教育総合支援センター
・デジタル教材やソフトウェア等の活用による個々の障がいの特性や学習 の習熟度に応じた学習支援	学校

■2-4 外国人児童生徒への支援

日本語や学習の理解状況に応じたICTの効果的な活用により、支援の充実を図ります。

取組内容		担当
・双方向AI翻訳機を活用した初期適応指導や教科指導の実施・動画配信による日本語初期適応指導など、指導機会の充実・遠隔教育による、個々の状況に応じた学習支援機会の充実	【新規】 【新規】 【新規】	教育総合支援センター 学校

《個々の状況に応じた遠隔教育》





《文部科学省:遠隔教育システム活用ガイドブックより》

■2-5 遠隔教育による学びの充実と学習機会の確保

遠隔システムを活用した他校との交流学習や合同授業などにより、小規模校においてコミュニケーション力や表現力を培う機会を創出し、学習活動の充実や学習機会を確保します。

取組内容	担当
・遠隔システムを活用した交流学習や合同授業実施への支援	教育総務課
・遠隔システムを活用した交流学習や合同授業等の検討・実施	学校

《多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育》



遠隔合同授業 他校の教章とつないで、継続的に合同で授業を行うことで、多様な意見にふれたり、コミュニケーション力を培ったりする機会を創出する。



《文部科学省:遠隔教育システム活用ガイドブックより》

遠隔交流学習の様子

■2-6 オンライン学習システムを活用した学びの充実と学びの保障

オンライン学習システムを活用して学びの充実を図るとともに、緊急時(災害や感染症の 発生等による学校の臨時休業等)においても子供たちの学びを保障できる仕組みを整えます。

取組内容	担当
・クラウド型学習プラットフォームを活用した授業支援 【新規】	
・クラウド型学習プラットフォームを活用した家庭学習支援 【新規】	指導課
・緊急時における学習動画配信など、学びの保障への支援 【新規】	
・クラウド型学習プラットフォームを活用した授業や家庭学習 【新規】	
・緊急時における、動画配信等による学習・生活支援	
·「タブレットPCの家庭への持ち出しに関するルール※」(仮称)に基づく	学校
家庭学習支援 【新規】	
※P26 教育の情報化に関する資料参照	

■2-7 ソフトウェア・教材等の検討・見直し

ICTを効果的に活用した学習活動の充実を図るため、教科等指導における有効なソフトウェアやデジタル教科書・デジタル教材等を整備します。

取組内容	担当
・学習活動に有効なソフトウェア・デジタル教材の検討・見直し	化谱曲
・国の動向を踏まえたデジタル教科書の検討	指導課

方針3 教員に求められる I C T 活用指導力等の向上

■3-1 「教育の情報化推進リーダー」の育成

ICT活用指導力の向上を図る校内体制を構築するため、各学校においてICT活用の推進役となる「教育の情報化推進リーダー」を育成します。

取組内容	担当
・小中学校全校を対象とした「教育の情報化推進リーダー研修」の実施 【新規】	教育センター
・「教育の情報化推進リーダー」による校内研修の実施 【新規】	学校

教育の情報化推進リーダーとは…



ICTを活用した学習場面や単元指導計画の作成支援など、ICT活用において指導的な役割を担い、校内の情報化を推進していく上で中心となる教員を言います。 ※P13 参照

■3-2 情報活用能力育成に係る研修の充実

教員のICT活用指導力の向上を図る研修を実施します。

取組内容	担当
・研修会等を利用した、情報モラルに関する教員への指導(再掲)	指導課
・情報モラル教育やプログラミング教育、授業におけるICT活用等に係る	教育センター
教員研修及び校内研修支援(再掲)	3213 = 2 2

■3-3 ICT支援員によるサポート体制の構築

ICT機器・ソフトウェアの効果的な活用や、操作支援等を担う ICT支援員の配置により、教員・児童生徒への支援充実を図ります。

取組内容		担当
・小中学校へのICT支援員の配置	【新規】	教育施設課
・ICT支援員の効果的な活用に関する指導・研修	【新規】	指導課 教育センター
· 「ICT支援員活用の手引き※」 を活用したICT3	支援員との連携及び効	
果的なICT活用	【新規】	学校
※P26 教育の情報化に関する資料参照		

ICT支援員とは…



ICT支援員は、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援や、ICT環境整備・運用管理などの支援を行い、学校における教育の情報化を推進します。

《主な支援内容》

- ○授業支援 … 授業の相談対応・提案、教材作成、機器の準備・片付け、操作支援
- 〇環境整備 … 動作確認、環境面での活用推進提案、アカウント管理などの操作支援
- 〇研修支援 … 研修の企画・実施・支援、情報モラル・セキュリティに関する助言
- ○障害対応 … 機器等障害の一次対応
- ○校務支援 … 校務における | ↑活用のための操作支援、校務の改善提案・支援

■3-4 ICT活用を推進する人材の採用

大学の教職課程において、「情報機器及び教材の活用」に関する基礎的な知識・技能を身に 付けた人材を確保できるよう、大学との連携や学生への周知を図ります。

取組内容	担当
・教員採用時において、ICT活用の基礎的な能力を身に付けた人材確保 に向けた周知	教職員課

方針4 機器や教材等の教育環境の充実

■4-1 学校におけるICT環境の整備

学習活動の充実を図るため、国の動向を踏まえた学習者用タブレットPC等の計画的な整備を進めます。

取組内容	担当
・学習者用タブレットPC1人1台整備 【新規】	
・大型提示装置(大型テレビ)のプロジェクタ等への更新	
・タブレットPC 1人1台に対応した通信環境の整備	教育施設課
(超高速インターネット回線・無線アクセスポイント増強等)	
・各方針において必要となるICT環境(機器・教材等)の整備	

学習者用タブレットPCの仕様



○タイプ … コンバーチブル型 Chromebook○液 晶 … 11.6型 (タッチパネル対応)

Oメモリ … 4 GB 以上

〇その他 … アウトカメラ、インカメラ、ステレオスピーカー、デジタルマイクロホン

(イメージ)

■4-2 教育情報セキュリティの確保

教職員や児童生徒が日常的にICTを安全・安心に活用できる環境を整え、個人情報保護等の危機管理の徹底を図ります。

取組内容	担当
・「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」の策定 【新規】	教育施設課
· 「浜松市教育情報セキュリティ対策基準※」 を踏まえた、各学校における	
情報セキュリティ実施手順の策定・運用 【新規】	学校
※P26 教育の情報化に関する資料参照	



方針5 校務の情報化の推進

■5-1 学校用グループウェア(ミライム)の運用

学校用グループウェアの効果的な運用により、業務の効率化を図ります。

取組内容	担当
・学校用グループウェアの維持・管理	教育施設課
・学校用グループウェアの効果的な運用	学校

■5-2 校務支援システムの運用

校務支援システムの円滑な運用を支援し、業務の効率化を図ります。

取組内容	担当
	教育総務課
・校務支援システムの維持・管理	指導課
	健康安全課
・校務支援システムの効果的な運用	学校

■5-3 災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化

災害時や緊急時等において、迅速かつ確実に情報が伝達できるシステムの導入により、保 護者への情報伝達の効率化を図ります。

取組内容		担当	
・クラウド型メール配信システムの導入・運用	【新規】	健康安全課	
・クラウド型メール配信システムを活用した迅速な情報伝達	【新規】	学校	

■5-4 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化

学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進し、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等の負担軽減を図ります。

取組内容		担当
・教員、保護者等に対するアンケート調査のデジタル化	【新規】	各課
・欠席遅刻連絡のデジタル化	【新規】	健康安全課
・連絡手段のデジタル化推進に向けた学校への支援	【新規】	教育総務課
・保護者等に対するアンケート調査のデジタル化	【新規】	
・学校だより等のデジタル配信	【新規】	学校
・保護者からの欠席遅刻連絡のデジタル化	【新規】	

■5-5 学校ホームページの充実

Webページの更新・追加が容易にできるシステムの導入により、教育活動の効率的な情報発信を図ります。

取組内容	担当
・コンテンツマネジメントシステム(CMS)の導入 【新規】	教育施設課 教育センター
・コンテンツマネジメントシステム(CMS)を活用した教育活動等の情報 発信 【新規】	学校

コンテンツマネジメントシステム(CMS)とは…



CMSとは、**C**ontents **M**anagement **S**ystem の頭文字をとった略称です。Web制作に必要な専門的な知識がなくてもWebサイト等を構築・管理・更新できるシステムのことを言います。《CMS導入の主なメリット》

- ・スピーディーな情報発信が実現できる
- ·効率的にWebサイトの更新・管理ができる
- ・統一性のあるデザイン・内容のWebサイトを運営できる

■5-6 オンラインシステムを活用した研修等の実施

オンラインを活用した研修の実施により、移動に係る負担軽減や自習時間の削減など、教職員が子供と向き合う時間をより多く確保します。

取組内容		担当
・オンライン会議の積極的な活用	【新規】	各課
・教職員研修の一部オンライン化【新規】		お 本わい力
・免許状更新講習(必修領域・選択領域)のオンデマンド化	【新規】	教育センター
・学校間・教職員間における会議等のオンライン化	【新規】	学校



1 **ICT活用における健康面への配慮** 《文部科学省 : 教育の情報化に関する手引きより》 大型提示装置やタブレットPCの画面が見にくいと児童生徒の目の疲労が増し、円滑な授業の 実施に支障をきたす可能性があるため、以下の配慮が必要です。

(1)明るさへの配慮

カーテンや照明器具を上手に利用するなど、教室内の明るさに配慮することが必要です。

ポイント



- ・教室内の明るさが調整できるよう、通常のカーテンだけでなく遮光カーテンも設置する。
- ・必要に応じて、廊下側にもカーテンを設置する。
- ・児童生徒自身の判断でカーテンを開け閉めして、明るさの調整ができるよう指導する。
- ・児童生徒の目の疲労の軽減の観点から、基本的には照明はつけて利用するのが望ましい。
- ・状況に応じて部分的に照明器具を使うなど、適切に明るさを調整する。

(2)大型提示装置を使用する際の配慮

季節、時間帯等によって画面の反射の具合は変化するため、反射を極力抑えるよう配慮することが必要です。

ポイント



- ・児童生徒が見やすいように机やいすを移動させる。

(3)タブレットPCを使用する際の配慮

タブレットPCを使用する際の姿勢や、画面への映り込みの防止、使いやすさなど、日々の授業で配慮することが必要です。

ポイント



- ・タブレットPCを使用する際の望ましい姿勢について、児童生徒に意識させる。
- ・児童生徒が、無理な姿勢でタブレットPCを操作しないよう、利用しない教材・教具を随 時片付ける。
- ・タブレットPCの画面に照明が反射してしまう場合は、画面の角度を調節して照明が反射 しないよう意識させる。

2 方針・取組一覧

方針 1	情報活用能力の育成	頁
1 — 1	「浜松市情報活用能力育成目標」に基づいた体系的な指導の推進	16
1 – 2	情報モラル教育の推進	16
方針2	教科等の指導におけるICTの活用	
2 — 1	各教科等におけるICTを活用した教育の充実	17
2-2	不登校児童生徒への支援	17
2 – 3	障がいのある児童生徒への支援	17
2-4	外国人児童生徒への支援	18
2 — 5	遠隔教育による学びの充実と学習機会の確保	18
2-6	オンライン学習システムを活用した学びの充実と学びの保障	19
2-7	ソフトウェア・教材等の検討・見直し	19
方針3	教員に求められるICT活用指導力等の向上	
3 – 1	「教育の情報化推進リーダー」の育成	19
3 — 2	情報活用能力育成に係る研修の充実	20
3 – 3	ICT支援員によるサポート体制の構築	20
3 – 4	ICT活用を推進する人材の採用	20
方針4	機器や教材等の教育環境の充実	
4 — 1	学校におけるICT環境の整備	21
4 — 2	教育情報セキュリティの確保	21
方針5	校務の情報化の推進	
5 — 1	学校用グループウェア(ミライム)の運用	22
5 — 2	校務支援システムの運用	22
5 – 3	災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化	22
5 – 4	学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化	22
5 — 5	学校ホームページの充実	23
5 — 6	オンラインシステムを活用した研修等の実施	23

3 教育の情報化に関する資料 (1)国の計画・方針等

○学習指導要領

H29.3 に改訂された学習指導要領について、改訂の考え方等がまとめられています。



〇平成30年度以降の学校におけるICT環境 の整備方針 _____

H30 年度以降の I C T環境整備についてまとめられています。



〇第3期教育振興基本計画

国の教育振興に関する施策についてまとめられています。



○学校教育の情報化の推進に関する法律

基本理念や国、地方公共団体の責務等についてまとめられています。



〇新時代の学びを支える先端技術活用推進 方策(最終まとめ)

新時代に求められる教育の在り方 等についてまとめられています。



OGIGAスクール構想

1人1台端末や高速大容量の通信環境整備などについてまとめられています。



○教育の情報化に関する手引き

学校や教育委員会が取組を行う際に参考となる手引きです。



○各教科等の指導におけるICTの効果的 な活用について

各教科ごとに活用の事例が示されています。



「令和の日本型教育」の方向性等に ついてまとめられています。



〇遠隔教育活用ガイドブック 第2版

遠隔教育を行う際に参考となる手引きです。



(2)本市の計画、教員支援資料

〇第3次浜松市教育総合計画 後期計画

R2~R6 年度までを計画期間とする後期計画を紹介しています。



○各教科等におけるICT活用事例

各学校の活用事例を踏まえて、各教科等における 効果的な活用方法を紹介しています。

〇タブレットPC活用検証報告書

H30~R1年度までのタブレットPC活用検証について報告しています。

〇タブレットPCの家庭への持ち出しに 関するルール(仮称)

家庭学習等に使用する際の学校からの持ち出し に係るルールついて示しています。

○ⅠCT支援員活用の手引き

ICT支援員の業務内容や活用方法について示しています。

○浜松市教育情報セキュリティ対策基準

学校等において、教職員等が遵守すべき情報セ キュリティ基準を示しています。

◆教員支援資料格納先

ミライムキャビネット ⇒ 共通キャビネット ⇒ 03教育の情報化





発行者 浜松市教育委員会 教育総務課 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松 オフィス棟 6階 TEL 053-457-2401 FAX:053-457-2404 E-mail somu@city.hamamatsu-szo.ed.jp





教育の情報化編